

I P O ・ 内部統制 時事講座

一般社団法人日本経営調査士協会 専務理事
下田 秀之

新規上場・内部統制の実務的な業務知識を確認いただく『IPO・内部統制:時事講座』では、この分野の弊会「資格更新講習会」の講習テーマや、弊会の試験問題(注)も関連し、時事的な編集・連載の内容とし、読者の皆様の企業支援の業務に役立たせてもらいたいと考えます。

(注)問題の出典は、弊会主催の上級資格試験問題で、後記に解答例を掲載しました。

I. 今回の時事講座

今回は、コーポレートガバナンス・コードを巡る取り組み、東芝の上場存続の審査に関して再注目されている「ガバナンス経営と内部統制」をテーマとし、取締役会・監査役会機関および内部統制の整備・運用・評価の要点を取り上げます。

これに関し、「東証コーポレートガバナンス・コード」から、以下の関連「原則」、「補充原則」を参考とし、後段で、内部統制システムの整備・運用・評価の演習問題に挑戦ください。

1. 【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

2. 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保の前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

3. 情報開示の充実(経営者、取締役会の透明性のある手続き)

(1)【原則3-1. 情報開示の充実】上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現すると観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- (2)【補充原則4-11①. 取締役の選任に関する方針・手続と開示】取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。
- (3)【補充原則4-3①. 経営陣幹部の選任や解任の適切さ】取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。
- 4.【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】
監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。
また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。
- 5.【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。
- 6.【補充原則4-11③. 取締役会評価のあり方】取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。
＜筆者注＞取締役会評価の手段ーガバナンスの質的向上に向けてPDCAサイクルを回せ

II. 今回の時事演習問題

【問題1】

経営者は内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性について自ら評価し、その結果を外部に向けて報告することが求められています。財務報告に係る内部統制の評価は、全社的な内部統制の評価や業務プロセスに係る内部統制の評価によって行われます。これについて以下の問いに回答してください。

＜問①＞全社的な内部統制の評価（全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスの評価を含む）の対象範囲について記載してください。

＜問②＞売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスは原則として評価対象とすることとされています。また、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては個別に評価対象に追加することとされています。ここで、「個別に評価対象に追加するかどうかを検討する必要があると考えられる業務プロセス」について、主な事例として3つを記載してください。

【問題2】

＜問①＞全社的な内部統制は企業全体に広く影響を及ぼし、企業全体を対象とする内部統制であり、基本的には企業集団全体を対象とする内部統制を意味します。そして、その評価にあたっては、「6つの基本的要素」と関連付けられて行われます。では、なぜ6つの基本的要素と関連付けられて評価が行われるのかお答えください。

＜問②＞「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」には、全社的な内部統制に関する評価項目の例が記載されています。こちらを踏まえ、全社的な内部統制の評価は一般的などのような形式で行われるのかをお答えください。また、評価項目の例を利用するに当たっての留意事項も合わせてお答えください。

<問③>全社的な内部統制は、基本的には企業集団全体を対象としています。しかしながら、企業集団内の子会社や事業部等に独特の歴史、慣習、組織構造等が存在し統一した管理ができていない場合があります。この場合の留意事項をお答えください。

【問題3】

決算・財務報告プロセスにおいて、最近、多く見られる「開示すべき重要な不備」の主な項目は、連結決算手続、税効果会計、減損会計、各種引当金となっています。これについて、「開示すべき重要な不備」が生じる主な要因についてそれぞれ記載してください。

- (1) 連結決算手続
- (2) 税効果会計
- (3) 減損会計
- (4) 各種引当金

Ⅲ. 今回の時事演習問題、解答例

【問題1】解答例

<問①>原則としてすべての事業拠点について評価対象とするが、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点については評価対象としないことができる。

<問②>

- (1) リスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセス
例えば、財務報告の重要な事項の虚偽表示に結びつきやすい事業上のリスクを有する事業または業務や、複雑な会計処理を行っている事業又は業務など。
- (2) 見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス
例えば、引当金や固定資産の減損損失、繰延税金資産など見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスで、財務報告に及ぼす影響が最終的に大きくなる可能性があるもの。
- (3) 非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス
例えば、通常の契約条件や決済方法と異なる取引、期末に集中している取引や過年度の趨勢から見て突出した取引等非定型・不規則な取引を行っていることなどから虚偽記載の発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス。

【問題2】解答例

<問①>全社的な内部統制が有効と判断するためには、全社的な内部統制が一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して整備および運用されていることが必要なる。それは、基本的要素がすべて満たされることが必要となることから、全社的な内部統制は、基本的要素に関連付けられて評価されることになる。

<問②>内部統制の目的が達成されるためには、内部統制の六つの基本的要素が全て適切に整備・運用されることが必要となる。そこで、六つの基本的要素ごとに評価項目を列記したチェックリストを作成し、評価項目に対する回答から、有効性を評価する方法が一般的である。なお、全社的な内部統制の形態は、企業の置かれた環境や事業の特性などによってさまざまであり、企業ごとに適した内部統制を整備・運用することが求められることから、必ずしも当該例によらない場合があること、また当該42の評価項目による場合でも、適宜、加除修正することが必要とされる。

<問③>企業集団の子会社や事業部等に独特な歴史、慣習、組織構造等が認められ、当該子会社や事業部等を対象とする内部統制を別途評価対象とすることが適切と判断される場合には、個々の子会社や事業部等のみを対象とする全社的な内部統制を評価することになる。その際、企業集団全体を一つの評価単位とした場合であっても、全社的な内部統制の評価項目の一部が、企業集団全体として管理されていない場合には、当該評価項目を個々の子会社や事業部等の単位で評価することになる。

なお、整備・運用状況の評価を個々の子会社や事業部等の単位で行ったとしても、全社的な内部統制の有効性の評価をする際には、全事業拠点の不備の一覧をもとに企業集団として評価することとなる。

【問題3】解答例

(1) 連結決算手続

連結決算手続についての十分な能力や経験を有する人材がないこと、連結財務諸表の開示に関する会計基準についての理解が不足していること、連結財務諸表注記について子会社を含むグループ企業すべてからの情報収集が不十分であることなどが要因として考えられる。

(2) 税効果会計

経営者による判断や見積の要素が大きいこと、税効果会計に関する会計基準が複雑であり担当者の理解が不足していること、繰延税金資産の回収可能性に関する検討が不足していること及び社内の検証・承認手続の運用が不十分であることが要因として考えられる。

(3) 減損会計

経営者による判断や見積の要素が大きいこと、減損会計に関する会計基準が複雑であり担当者の理解が不足していること、減損損失の認識測定に関する検討が不足していること及び社内の検証・承認手続の運用が不十分であることなどが要因として考えられる。

(4) 各種引当金

経営者による判断や見積の要素が大きいこと、各種引当金の算定方法について担当者の理解が不足していること、各種引当金の計上や取崩しに関する検討が不足していること及び社内の検証・承認手続の運用が不十分であることなどが要因として考えられる。